

**国立劇場おきなわ企画公演 能「翁、羽衣、放下僧、石橋」
旅行手配等業務委託契約書(案)**

公益財団法人 国立劇場おきなわ運営財団 理事長 富川盛武（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、国立劇場おきなわ企画公演 能「翁、羽衣、放下僧、石橋」旅行手配等業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙に対し、この契約の条項に従って、国立劇場おきなわ企画公演 能「翁、羽衣、放下僧、石橋」旅行手配等業務を委託し、乙はこれを受託するものとする。

（業務内容）

第2条 乙は、別紙業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、業務委託を処理するものとする。

2 前項の仕様書に定めのない細部の事項については、必要に応じて甲乙で協議して定めるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約を締結した日から令和元年〇月〇日までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除する。

（委託料）

第5条 甲は、本業務委託に対する契約金額として、金〇〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇〇〇〇〇円）を乙に支払うものとする。

（注）前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額のうち課税対象額に108分の8を乗じて得た額である。

（業務漏洩の禁止等）

第6条 乙は、この契約に基づく業務の処理上知り得た事を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解約されても同様とする。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を委託し、又は、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（完了検査等）

第8条 乙は、業務委託の完了後、速やかに「業務完了報告書」を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項に定める「業務完了報告書」の提出を受けたときは、速やかに検査を行い、業務委託の成果が、本契約の内容に適合するものであると認めるときは、支払うべき委託料の額を確定する。

(委託料の請求及び支払い)

第9条 甲は、第5条の額の8割相当の金額を概算払いとし、残額を精算払いとする。

2 乙は、前項の概算請求は契約締結後、残額については、第8条の規定による検査に合格した後に、精算請求を甲に行うものとする。

3 甲は、乙から適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に請求金額を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、委託期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、この契約を履行することができないと認められたときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第11条 乙は、前条第1項の規定により、契約が解除されたときは、相当する額の損害賠償を甲に支払わなければならない。

2 前条第2項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

(規定に定めのない事項)

第12条 この規定に定めのない事項又は本契約について疑義が生じた場合は、甲と乙の双方が信義誠実の原則に従って協議の上、これを解決し書面により確認するものとする。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第13条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各自記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 元年 月 日

甲 沖縄県浦添市勢理客四丁目14番1号
公益財団法人 国立劇場おきなわ運営財団

理 事 長 富川 盛武

乙 ○○○○○○○
○○○○○○株式会社

代表取締役 ○○○○○